

(PDF 版・7の8)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／3 聖書』「二十一節 教会における自由——二 言葉のもとでの自由」

(文責・豊田忠義)

「二十一節 教会における自由——二 言葉のもとでの自由」 (541-549 頁)

「二 言葉のもとでの自由」

(5) イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における「存在的なラチオ性」(聖霊の業である「啓示されてあること」)であるところの、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の關係と構造(秩序性)の中での、その第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における「聖書注釈〔「解釈」〕の過程の中で第三の要素」は、「同化する働き〔「適用」〕である」。したがって、「聖書解釈の過程」は、「聖書〈説明の行為〉から」——すなわち、「聖書説明における〈観察の行為〉から」、換言すれば文学的・歴史的観察だけでなく、徹頭徹尾聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とすることを堅持する「〈観察の行為〉から」、「〈思索の行為〉という橋を通過して」——すなわち、あくまでも第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔區別を包括した同一性〕」において現存している先行する聖書に後続して「〈思索する行為〉という橋を通過して」、「〈適用の行為〉〔「〈同化する働き〉の行為〉」へと移って行かなければならない」——すなわち、後述するあの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く行為へと移って行かなければならない。「このような訳で、聖書解釈〔「注釈」〕の過程は、ここでも、〔その一面だけを形而上学的に抽象し固定化し全体化して〕「抽象的にそれ自身で遂行されあるいは考察されるべき一つの行為が問題なのではなく、一つの聖書解釈〔「注釈」〕という全体が問題である」、換言すれば「聖書注釈〔「解釈」〕の過程」は、「観察の行為」(PDF版・7の6)、「先行する聖書に後続して思索する行為」(PDF版・7の7)、今回述べる「同化する働き」の行為・「適用の行為」(PDF版・7の8)というその全体性において構成される。「観察〔の行為〕と思索〔の行為〕なしに、神の言葉の同化〔「適用」の行為〕もあり得ない」。イエス・キリストにおける「啓示」は、それぞれの時代において、その時代と現

実に強いられたところで、「例証されようとせず、解釈されることを欲する。解釈するとは、別の言葉でく同一のことを言うこと」である。このことは、次のように言うことができる——それぞれの時代において、その時代と現実強いられたところで、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果は、根本的には……真理が来るということのしるしである」、それ故に西欧近代以降において、その時代と現実強いられたところでバルトは、第二の形態の神の言葉である「聖書釈義と絶えず接触を保ちつつ、また〔第三の形態の神の言葉である〕教会の古今の注解者・説教家・教師の発言を批判的に比較しつつ、その時々の現在における教会の表現・概念・命題・思惟行程の包括的研究において『教義そのもの』を尋ね求めた」のである（『啓示・教会・神学』）、「ただ単なる知識」としての学業的知識を求めてではない。

そのような訳で、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学は、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞の中での「存在的なラチオ性」（聖霊の業である「啓示されてあること」）であるところの、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（通俗的な意味での「隣人愛」ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行かなければならないのである——「聖書の言葉の映像の中でわれわれに会う対象に向かってわれわれが本当に自分を開いているかどうかということは、われわれに向かって語られていることを観察し思索する行為が、続いてそれを同化する行為へと発展していくかどうかによって決まる〔換言すれば、「聖書の言葉の映像の中でわれ

われに出会う対象」、すなわち「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」にける第二の存在の仕方（性質、働き、業、行為、行動）、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストに向かつてわれわれが本当に自分を開いているかどうかということは、われわれに向かつて語られていることを観察し思索する行為が、続いてそれを同化する行為へと発展していくかどうかによって決まる]」、「しかもわれわれが実際に、共ニ知ル者となる」、「換言すれば、それが自分たちに語られたということに基づいて、今後は自分自身も知り、したがって自分と他の者に向かつて、自分に語られたことを、自分からも語って行く者、ただ単にあとに続いて考えて行くというだけでなく〔先行する聖書に後続して考えて行くというだけでなく〕」、「それが自分の実存の一つの規定となったが故に」、「自分自身の衝動から、内的必然性から」、不可避免的に、「〔先行する聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として〕自分自身で考えて行くものとなる」といった仕方でわれわれ自身のものとならなければならない。「同化」とは、起源的な第一の形態の「神の言葉は〔第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している〕聖書の形態の中で〔聖書を媒介・反復するという仕方で〕われわれに出会うが故に、聖書の読者および聞き手が〔第二の形態の神の言葉である〕啓示の証人と同時的になり、同質的になり、間接的に同一となることを意味する」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とするその「間接性こそが、主ご自身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮うのである」が、このような第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復するところの、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと第三の形態の神の言葉である教会（すべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、バルトは、「まことの直接性」、「まことの関係性」と述べた。このような訳で、「同化」とは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書の「啓示証言を自分自身の責任として取り上げるということである」。したがって、「われわれが、われわれの行為として同化と呼ぶところのこと」は、「与える行為として、神の言葉自身の自由な、しかもまさに最も本来的な、最も親密な行為を、われわれが行為をもって確認することができるだけである」ところのことである。それは、第三の形態の神の言葉である教会に属するわれわれが、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すところの行為のこと

である。

第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、〔実体ではなく、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、〕人間が神に聞くというこの一事によって——神が人間に語り給うゆえに聞き、神が人間に語り給うことを聞くというこの一事によって、基礎づけられ、支えられているのである。（中略）〔あくまでもく神のその都度の自由な恵みの神的決断による>「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕このことが起こるところ、そこではたとえ二人三人の集まりであっても、またこの二人三人が決して選り抜きの人でなくても、また高い水準にさえ達していなくても、またむしろ人間の屑に属する者であるようなことがあっても、**教会は存在する**」、それ故にそうでない時には、「どのような大群衆をその中に擁し、どのように優れた個人をその中に擁していても教会は存在しない。またそれが、もっとも豊かな生命を示し、国家と社会において、どのように尊敬されようとも**教会は存在しない**」（『啓示・教会・神学』）。

イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」（「啓示ないし和解」の「概念の実在」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している「聖書本文の中で現れている……対象」は、その対象自身に「固有な自己証明能力」の<総体的構造>、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っており、それに基づいて、「われわれとの共同の交わりの中で、またこの共同の交わりの中でわれわれのために、現にそれがあるところのものであらうと欲する」、「われわれを自分のものにしようとする」、「ただ単にその対象について考えるわれわれの思惟だけでなく、そもそもわれわれの思惟と生活を、われわれの実存を支配しようとする」。「神の言葉は、われわれの中に住む時でも、〔その起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動において、〕われわれを支配しようとする」。先に述べたように、「**聖書解釈**〔「注釈」〕の過程は、**説明の行為から思索の行為という橋を通過して、適用の行為**〔「同化する働き」の行為〕へと移って行かなければならない」——この全体性が問題であることからして、「第一および第二段階での間違った聖書注釈〔「解釈」〕は、通常、第三段階において、……聖書との関係が、突然〔二元論的に対立させた〕『理論〔言葉〕と実践〔行為』』についてのわれわれの教えという形で、分裂した関係となり、一方では見かけ上の信仰による義と、他方では突然勝ち誇る業による義と、この二つの間で割れてくるということの中で明らかとなり、その悪い報いを受けるのである」。「〔具体的には、第二の形態の神の言葉である〕聖書本文からしては、換言すればその対象〔起源的な第一の形態の神の言葉であるイ

イエス・キリスト〕からしては、いわゆる理論の背後でびっこをひいているいわゆる実践についての気遣いなどというものは、単に余計なものであるばかりでなく、また不可能とされてしまうのである」。「ローマ一五・四」・「Ⅱテモテ三・一六」における「聖書ノ使用」は、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の「われわれ」が、聖書から自分で造り出さなければならない何かとしてではなく、……聖書の現実存在から、したがって聖書そのものの注釈〔「解釈」〕から切り離してしまうことのできない、必然的な機能のような何ものかとして記述されていること……によく注意しなければならない」。したがって、例えば第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の「説教者が、実際の生活にはなお多くのことが必要であって聖書は生きるために必要なことを言いつくしていない〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍、近代的な情報が不足している〕と考えるようなことがある限り、彼は、この信頼、信仰を持っておらず、真に信仰によって生きようとしていないのである」、イエス・キリストにおける「福音は、〔全世界としての教会自身と世における〕われわれの思考や心情の中にあるのではなく、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書の中にあるから、われわれは、思想、最高の習慣、最良の見解、そのようなものいっさいを、聖書に聴従することの前で、放棄しなければならない」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における「説教は、自分自身の言葉から由来すべきではなく、どのような場合であれ、その形式と内容において、**聖書への絶対的信頼に基づく、聖書講解であることの義務を負っている**」（『説教の本質と実際』）。このような徹頭徹尾聖書を媒介・反復することを通してバルトの著作における思惟と語りは、まさに説教の言葉である、心に、胸に響いてくる。したがって、心に、胸に響いてこない説教があるとするならば、それは、「聖書への絶対的信頼に基づ」いていないからである。井上良雄が、訳者「あとがき」で、「決して平易とはいい得ない」「難解さは、ここに論じられている事柄そのものの重さとこれを論じるバルトの洞察の深さから来ている」と述べた『福音と律法』は、まさに説教そのものである、心に、胸に響いてくる。

「人が〔起源的な第一の形態の〕**神の言葉**〔それ故に具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の言葉〕を同化して自分のものとするということ」は、「確かに、神の言葉を聞く、あるいは読む一人ひとりの個人が、自分に向かって語られたことを、……まさに自分に向かってこそ語られたこととして、それであるから彼によって用いられるべきものとして、自分自身と関わらせるということを意味している。〔第三の形態の神の言葉である〕教会が〔第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、起源的な第一の形態の〕神の言葉を聞く者たちの集まりであるならば、そのことは最後的には……、神の言葉を用いる者たちの集まりということの意味しなければならない。……まさにこのことこそが、神の言葉の……側から彼らを用いることに対して自分を開いており、それを進んで身に受けようとしている者たちの集まりということ…

…以外のことを意味することはできない」。ここでは、具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書が＜主体＞であって、〔その聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした〕聞き手・読み手は＜客体＞である」。したがって、「聞き手・読み手」が、人間学的な哲学原理・認識論・世界観、人間論、人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍を原理・規準・標準とさせたらならば、「彼は正しくないであろう」。「彼にとって何がよく、またこのよいものが彼にどのように与えられるであろうかについての決定は、彼自身がなすべき事柄ではなく、……〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕彼に向かって語られていることの中に含まれており、それはまさにそのようにしてこそよい仕方で決められるのであり、したがってまさにそのような仕方でこそ彼によって受け取られるべきであるということ……について信頼をもたなければならない……」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書を用いる際の用い方は……神の言葉が、（人間が決めたことではなく）神の言葉自身が決めたことを実行に移し、神の言葉が神の言葉自身の『忍耐』、神の言葉が神の言葉自身の『慰め』を彼に与えるために、聖書の中で彼に向かって語られていることを人がそのまま自分の生の中に浸透させ、まさにそのことでもって満足し、まさにそのような仕方で与えられてこそ、希望するものとなるということ……から成り立っていなければならない……」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書注釈〔「解釈」〕は最後的には、その時その時の現代のいわゆる焦眉の急を告げ知らせる問題に答えて行くことに合流して行かねばならぬとか、聖書注釈〔「解釈」〕は、それがその時その時の現代の世代に特有な問題に対し解答を与えることができるということの中にはじめてその意味と力を持っているといった具合ではない。聖書注釈〔「解釈」〕は、実際にはそのようなことをなすであろうということを落ち着いた信頼の中で遂行されることがゆるされ、遂行されなければならないとしても、どの程度まで聖書注釈〔「解釈」〕がそのことをなすであろうかということは聖書自身にまかせられなければならない〔それ故に、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書への絶対的信頼を持っていない」——『説教の本質と実際』〕。いったい何が本当の現実なのか、現在の焦眉の問題とは何なのか、否、いったいわれわれは誰であり、何者なのか、『われわれの時代』とは何か、『現代人』とは何か等々に関してさえ、われわれは神の言葉の自由から教えられることを期待すべきであって、それに先立ってそれを出し抜くような仕方で知ろうと欲してはならないのである」——「パウロはその時代の子としてそ

の時代の人々に語った。けれどもこの事実よりはるかに重要な事柄は、いま一つの事実、すなわち彼は神の国の預言者ならびに使徒としてあらゆる時代のあらゆる人々に語っている、ということである。（中略）聖書の精神は永遠の精神なのである。かつての重大問題は今日もなお重大問題であり、今日の重大問題で単なる偶然や気まぐれでない事柄は、またかつての重大問題と直結している」（『ローマ書』）、「世界の救いを何かある国家的、政治的、経済的または道徳的な諸原理や理念や体制の内に求めようとししないで、私たちの主であり、救い主であるイエス・キリストを、いっさいのものにまさって恐れ、かつ、愛すること、神を、大きな問題においても、小さな問題においても、彼がかつてあり、いまあり、やがてあり給う権威のままに肯定し、是認すること、私たちの個人的、社会的生活を敢えて律して、すべての善きものを神から、神からすべての善きものを期待するべきである」（『共産主義世界における福音の宣教 ハーメルとバルト』）。何故ならば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書の言葉の中でわれわれに向かって語られていることを本当に同化しうるためには、聞き手と読み手は、……自分自身の関心や問題の体系から……逸して、聖書の言葉そのもののの中に置かなければならない」からである、「彼は自分自身から抜け出て、聖書の言葉と聖書の言葉が関心事とし、問題としていることの中に身を置かなければならない」からである、「あらゆる事情の下で、ただそのところからしてだけ、……光は彼自身の生の中に射し込んでくれることができる、それと共に彼が自分自身の生に対して必要としている助けが与えられることができる。また事実そうなるであろう」からである。

第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書を注釈〔「解釈」〕する者にとっての本当の問題は、聖書の言葉が無条件的にわれわれを支配するということだけである。あるいは同じことをわれわれの側から言えば、聖書の言葉の支配がよいものであることに対する＜無条件的な信頼＞である」、「＜聖書への絶対的信頼＞である」。「聖書の言葉の映像の中でわれわれに出会う対象」——すなわち、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」にける第二の存在の仕方（性質、働き、業、行為、行動）、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストが、「具体的な」「全き信頼としてのわれわれの信頼を要求するし、われわれの信頼を全き信頼として義とするのである」。イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なその「死と復活の出来事」としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その「啓示の出来事」の中で

の主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間主観に実現された神の恵み恵みの出来事——この「信仰の中で、聖書を読み・聞くことは、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書の〕啓示証人たちと同時的、同質的となり、また間接的に同一となる」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とするその「間接性こそが、主ご自身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮うのである」が、このような第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復するところの、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと第三の形態の神の言葉である教会（すべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、バルトは、「まことの直接性」、「まことの関係性」と述べた。その「信仰の中で、〔第二の形態の神の言葉である〕彼らの証言は、われわれ自身の責任の事柄となる」。「……最後的には全くただ服従的な信仰だけが〔最後的には全くただ、第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書への他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における服従的な信仰だけが〕、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の肢としてのわれわれから要求されている活動、われわれに与えられている言葉のもとでの自由を行為をもって確認することなのである」。

——了——